

常総市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき，財政援助団体等監査を執行したので，同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年5月22日

常総市監査委員 中 川 清 彦

常総市監査委員 風 野 芳 之

記

- 1 監査の期日 平成30年12月10日から平成30年12月18日
- 2 監査の対象 別紙のとおり
- 3 そ の 他 別紙のとおり

第1 監査の期間、監査の対象及び監査執行者

監査の期間	監査の対象	監査執行者
平成30年12月10日から 平成30年12月18日まで	・常総きぬ川花火大会実行委員会 (所管課：商工観光課)	荒井孝典 岡野一男

第2 監査の方法

あらかじめ通知しておいた執行要領に基づき、対象団体の財務、契約等における諸帳簿等について監査を実施した。

監査にあたっては、資料等の提出を求め、補助職員をもって事前に予備監査（書類審査等）を執行させるとともに、本監査については、商工観光課について職員の出席を求めて提出資料等に基づき説明を受け監査を執行した。

第3 監査の主眼

監査にあたっては、抽出した監査項目に対して、補助団体に対し、補助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

第4 監査の結果及び意見

○所管課（商工観光課）

1 補助金について

提出された書類を調べた結果、正確に支出されていることを確認した。しかし、収支予算書に記入された補助金予算額と、補助金等交付申請書に記入された補助金交付申請額が一致していなかったため、確認のうえ、今後注意されたい。また、起案書に決裁日及び情報公開の区分の記入漏れが見受けられたため、適正に処理されたい。

○補助団体（常総きぬ川花火大会実行委員会）

1 第54回常総きぬ川花火大会収支予算書について

提出された書類を調べた結果、摘要欄の各項目の金額が、決算書の付記の各項目の予算額と一致していなかったため、確認のうえ、訂正されたい。

2 常総きぬ川花火大会収入支出決算書について

提出された書類を調べた結果、検算をしたところ、金額の誤りや記入漏れが見受けられたため、訂正されたい。また、収支予算書に記載したとおり、

付記の各項目の予算額が予算書の摘要欄の各項目の金額と一致していないので、確認のうえ、訂正されたい。さらに、決算書の表外に単位が円と記載されており、表中の¥マークは単位が二重になるために不要であるので、削除されたい。

3 収入について

提出された書類を調べた結果、収入伺書について、同一のものが重複して存在するもの、逆に、入金があるにもかかわらず存在しないものが一部あり、また、収入先の記入漏れや金額の記入誤りが見受けられたので、確認のうえ、適正に処理されたい。

4 支出について

提出された書類を調べた結果、支出伺書について、科目、金額、支出先の記入誤りや、品名や支出先の記入漏れが見受けられたので、適正に処理されたい。また、請求書や領収書についても、記入漏れや印漏れ等が見受けられたので、今後注意されたい。

5 契約について

提出された書類を調べた結果、見積書のみ提出で、契約書を作成していない業者が一部見受けられ、また、見積書及び契約書に一部日付の記入漏れが見受けられたので、今後契約を行う際には注意されたい。さらに、契約書作成日より見積書作成日が後になっている業者が一部見受けられたので、今後受付の際には注意されたい。

6 協賛金について

提出された書類を調べた結果、一部について領収書を発行したにもかかわらず、口座への入金に遅延が見受けられたので、この分については、次回の決算書に記入されたい。また、特別観覧席協賛申込書及び総勘定元帳に記入誤りや記入漏れ等が見受けられたので、確認のうえ、適正に処理されたい。

7 その他

会計の適正化や透明性を図るためにも、法令で定められているわけではないが、前回同様、実行委員会に監事を置いて監事による監査を行うのが望ましい。

今回の監査は、地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査により、監査委員が実行委員会及びその所管課を監査するというものであり、

実行委員会の監事による監査とはあくまでも別のものであることについて留意されたい。